令和５年度

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
（給付金・定額減税一体支援枠）
～低所得者支援及び定額減税補足給付金～

自治体職員向けＱ＆Ａ

令和５年１２月２２日版

（第１版）

目次

１．総論5
問 1-1　今般の「低所得者支援及び定額減税補足給付金」の趣旨及び事務の性格は何ですか。5
問 1-2　本給付金の法的性格は何ですか。5
問 1-3　本給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。5
問 1-4　本給付金は、課税の対象となりますか。6
問 1-5　本給付金は、市町村の差押えの対象となりますか。6
問 1-6　本給付金は、自治体ごとで特定公的給付の指定を受ける必要がありますか。6
問 1-7　予算措置はどうする予定ですか。また、給付総額はどのくらいになりますか。6
問 1-8　本給付金は、自治体においていつ頃までに予算化する必要がありますか。 ...7
問 1-9　本給付金と先般の７万円給付の予算管理はどのようになりますか。7
問 1-10　事務費はどの程度措置される見込みですか。7
問 1-11　なぜ今般の給付は、重点支援地方交付金の中で位置づけられているのですか。なぜ国が全国一律に給付金を給付せず、自治体が重点支援地方交付金を活用した支援をすべきなのでしょうか。7
問 1-12　重点支援地方交付金の中で配分された事務費を、個人住民税の定額減税の実施に要するシステム改修に伴い生じた事務費に活用しても良いでしょうか。8
問 1-13　一連のそれぞれの給付金はいつから支給が開始される見込みですか。8
問 1-14　国から地方自治体への交付金の配分時期や配分方法はどうなりますか。8
問 1-15　事業の実施に必要な契約については、住民税非課税世帯等に対する７万円給付における取扱いと同様、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第５号等の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約が容認されますか。9
２　各給付金について10
（１）共通10
問 2-1-1　基準日をどう設定するのですか。全国で統一すべきではないですか。10
問 2-1-2　自治体によっては、これまでも重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）によって、住民税均等割のみ課税世帯へ給付を行っているところもありますが、こうした自治体はどう対応することとなるのでしょうか。10
問 2-1-3　DV 避難者等、世帯主と離れ、住民票を動かしていない場合には、非課税世帯等に対する給付は支給されないのでしょうか。こども加算はどうなりますか。11
問 2-1-4　更に、既に元の世帯主が非課税世帯等として給付を受けていてもよいので

しょうか。こども加算はどうなりますか。.....11
問 2-1-5　家計急変世帯への給付は行わないのですか。.....12
問 2-1-6　各給付金について、標準事業を実施することを原則とされていますが、どのような例外があるのでしょうか。.....12
問 2-1-7　令和５年度住民税非課税世帯や均等割のみ給付を受給していても、所得状況が変化した場合に、定額減税や調整給付を併せて受けることができる考え方は、どのような理由によるものですか。不公平ではありませんか。.....12
（２）R5 均等割のみ課税給付.....14
問 2-2-1　「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」について、概要を教えてください。.....14
問 2-2-2　均等割のみ課税世帯への給付について、１世帯あたり 10 万円とする理由は何故ですか。.....14
問 2-2-3　住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、考え方としては R5 非課税給付と同じでよいでしょうか。.....14
問 2-2-4　均等割のみ課税世帯への給付について、確認書等に記載する内容について教えてください。.....14
（３）こども加算.....16
問 2-3-1　「こども加算」について、概要を教えてください。.....16
問 2-3-2　こども一人当たり５万円給付することとした理由を教えてください。.....16
問 2-3-3　前回の低所得子育て世帯給付金の対象になっていた者で、今回の給付措置（こども加算含む）の対象にならない者はどういった者になりますか。なぜ今回、給付措置の対象にならないのでしょうか。.....16
問 2-3-4　障害児を監護している場合、児童扶養手当は 20 歳未満まで対象ですが、今回の給付措置の対象にはならないのですか。.....17
問 2-3-5　基準日以降に出生したこどもは対象となりますか。.....17
問 2-3-6　単身で寮に入っているこどもなど、同一世帯員として住民基本台帳に記録されてはいないが、生計が同一である１８歳以下のこどもは対象となりますか。 17
問 2-3-7　住民税均等割のみ課税世帯への給付と低所得者の子育て世帯への加算は合わせて支給ができるのでしょうか。.....17
問 2-3-8　こども加算について、確認書等に記載する内容について教えてください。.....18
（４）R6 非課税化給付・R6 均等割のみ課税化給付.....19
問 2-4-1　「新たに住民税非課税となる世帯への給付」及び「新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付」について、概要を教えてください。.....19
問 2-4-2　「新たに非課税となった世帯」及び「新たに均等割のみ課税となった世帯」の具体例について、教えてください。.....19

問 2-4-3　新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付について、転出入者の扱いはどうすればよいでしょうか。.....19
問 2-4-4　新たに住民税非課税となる世帯への給付、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付について、確認書等に記載する内容について教えてください。19
（５）調整給付.....21
問 2-5-1　「調整給付」（定額減税を十分に受けられない方々への給付）について、概要を教えてください。.....21
問 2-5-2　調整給付の開始はいつごろになりますか。.....21
問 2-5-3　自治体は所得税情報を持っているのでしょうか。調整給付の算出にあたって、どのように対応すれば良いのでしょうか。.....22
問 2-5-4　調整給付額での計算について、全自治体において所得からのモデル計算でやればいいのではないでしょうか。.....23
問 2-5-5　国税庁・税務署で計算して通知すれば良いのではないでしょうか。.....23
問 2-5-6　所得税及び定額減税の実績が判明し、「減税＋給付」が不足する場合、不足分を追加支給するとのことですが、どのように行うこととなるのでしょうか。23
問 2-5-7　不足分を給付するのであれば、過大となった分は返還させることにならないのでしょうか。.....23
問 2-5-8　住宅ローン減税など税額控除を受ける納税者については、調整給付はどのように支給されることとなるのでしょうか。.....24
問 2-5-9　１万円単位で切り上げて支給する考え方となっていますが、何故ですか。不公平が生じるのではないですか。.....24

１．総論

以下、次のように略称する場合がある。

住民税均等割非課税世帯への給付→R5 非課税給付

住民税均等割のみ課税世帯への給付→R5 均等割のみ課税給付

低所得者の子育て世帯への加算→こども加算

新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付→R6 非課税化給付

新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付→R6 均等割のみ課税化給付

定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付→調整給付

※R5 非課税給付については、別途、「低所得世帯支援枠」の Q&A 集をご確認ください。

問 1-1　今般の「低所得者支援及び定額減税補足給付金」の趣旨及び事務の性格は何ですか。

（答）

○　本給付金は、政府与党政策懇談会（令和５年 10 月 26 日）における総理指示及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年 11 月２日閣議決定）を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の一連の給付を実施するものです。

①　個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

②　こども加算

③　新たに住民税非課税等となる世帯への給付

④　調整給付

○　また、事務の性格は自治事務になります。

問 1-2　本給付金の法的性格は何ですか。

（答）

○　法的性格は、民法（明治 29 年法律第 89 号）上の贈与契約（民法第 549 条）となります。

問 1-3　本給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。

（答）

○　本給付金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないので、支給について不服申立て等の対象とはならないと考えます。

問 1-4　本給付金は、課税の対象となりますか。

（答）

○　「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和 5 年法律第 81 号　※令和 5 年 11 月 29 日施行）」により、「①個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」及び「②こども加算」に係る給付金は、今後関連省令の整備を前提として、所得税等を課されずに措置される予定です。また、「③新たに住民税非課税等となる世帯への給付」及び「④調整給付」の取扱いは、別途対応します。

問 1-5　本給付金は、市町村の差押えの対象となりますか。

（答）

○　「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和 5 年法律第 81 号　※令和 5 年 11 月 29 日施行）」により、「①個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」及び「②こども加算」に係る給付金は、今後関連省令の整備を前提として、差し押さえることはできないよう措置される予定です。また、「③新たに住民税非課税等となる世帯への給付」及び「④調整給付」の取扱いは、別途対応します。

問 1-6　本給付金は、自治体ごとで特定公的給付の指定を受ける必要がありますか。

（答）

○　本給付金については、今後、全国的な事業として包括的に特定公的給付に指定することで、個々の自治体による申請等を要しないよう措置することを予定しております。詳細は決まり次第追ってご連絡いたします。

問 1-7　予算措置はどうする予定ですか。また、給付総額はどのくらいになりますか。

（答）

○　令和６年度税制改正と併せて得られた成案の内容を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付について、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の活用により、１．１兆円を措置し、迅速に実施していくこととしています。

問 1-8　本給付金は、自治体においていつ頃までに予算化する必要がありますか。

（答）

○　住民税均等割のみ課税世帯への給付や、低所得世帯へのこども加算については、令和６年２～３月頃を目途に順次支援開始することを目指しているところであり、できる限り迅速な支給につなげられるよう、自治体における予算化の検討をお願いします。

○　また、新たに住民税非課税等となる世帯への給付や、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付については、令和６年の住民税情報等や入手可能な課税情報をもとに、できる限り早期に給付を開始することを目指しているところであり、できる限り迅速な支給につなげられるよう、事務等の準備をお願いします。

問 1-9　本給付金と先般の７万円給付の予算管理はどのようになりますか。

（答）

○　先般の令和５年度住民税非課税世帯への７万円給付は、国の令和５年度補正予算として措置されており、本給付金は、国の令和５年度予備費で措置されます。

○　補正予算と予備費については、それぞれ別個の予算として枠が設定されますので、それぞれ適切に区分の上、予算管理をお願いします。

問 1-10　事務費はどの程度措置される見込みですか。

（答）

○　事務費については、これまでの実績や考え方を踏まえつつ、調整給付という新たな事務を措置していることも勘案して必要額を計上することとしており、合計で８０９億円を計上しています。

問 1-11　なぜ今般の給付は、重点支援地方交付金の中で位置づけられているのですか。なぜ国が全国一律に給付金を給付せず、自治体が重点支援地方交付金を活用した支援をすべきなのでしょうか。

（答）

○　今般の一連の給付については、重点支援地方交付金の仕組みを活用し、各

自治体が、

・給付の内容（現金又は商品券、マイナポイント、その他現物）

・給付の時期や手続き（デジタル活用による迅速化等）

・推奨事業と組み合わせた世帯当たりの単価の上乗せや対象世帯の拡大

について、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることで、きめ細かく効果的な支援を実施することが可能となると考えています。

問 1-12　重点支援地方交付金の中で配分された事務費を、個人住民税の定額減税の実施に要するシステム改修に伴い生じた事務費に活用しても良いでしょうか。

（答）

○　当該事務費が、今般の「給付金・定額減税一体支援枠」を活用して実施する調整給付等の事業に付随するものである場合、当該「給付金・定額減税一体支援枠」に係る交付限度額（事務費分）を活用することは可能です。

問 1-13　一連のそれぞれの給付金はいつから支給が開始される見込みですか。

（答）

○　今般の一連の給付については、

・住民税均等割のみ課税世帯への給付や、低所得世帯へのこども加算については、令和６年２～３月頃を目途に順次支給開始することを目指し、

・新たに住民税非課税等となる世帯への給付や、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付については、令和６年の住民税情報等や入手可能な課税情報をもとに、できる限り早期に給付を開始することを目指しているところであり、できる限り迅速な支給につなげていただきたいと考えています。

問 1-14　国から地方自治体への交付金の配分時期や配分方法はどうなりますか。

（答）

○　まず国から地方自治体に対して、直ちに、今般の一連の給付を一体として交付限度額をお示ししております。

○　その上で、令和５年度実施計画については、令和６年１月 22 日までに受け付け、令和６年３月に交付決定する予定です。

問 1-15　事業の実施に必要な契約については、住民税非課税世帯等に対する７万円給付における取扱いと同様、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第５号等の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約が容認されますか。

（答）

○　本事業は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために、できる限り迅速な支給につなげていく必要があり、本事業に係る個別の契約において、例えば競争入札の方法による手続でその時機を失するなど、緊急の必要があると認められる場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第５号の規定に基づき、随意契約を締結することができるものと考えます。なお、緊急の必要があるかどうかは、各地方公共団体において、客観的な事実に基づいて個々具体的に判断するものです。

２　各給付金について

（１）共通

問 2-1-1　基準日をどう設定するのですか。全国で統一すべきではないですか。

（答）

○　R5 均等割のみ課税給付に関しては、対象世帯の基準日の取扱いについて、先行する R5 非課税給付（７万円給付）と同じくし、令和５年 12 月１日に住民登録のある世帯とすることを目安として設定することとしています。

○　また、こども加算に関しては、根っことなる一段目の給付の基準日と同じとすることを基本に考えており、R5 非課税給付（７万円給付）及び R5 均等割のみ課税給付への加算については、上記と同様に、先行して実施している R5 非課税給付と同日（令和５年 12 月１日）に住民登録のある世帯とすることを目安とすることとしています。

○　なお、R6 非課税化給付及び R6 均等割のみ課税化給付の対象となる世帯、さらにはこれら世帯へのこども加算については、令和６年度住民税等をもとにした対応を想定しており、具体的な日程は追ってご連絡いたします。

○　また、調整給付については、令和６年度個人住民税課税団体が給付主体となることから、実施主体の決定日は個人住民税の賦課期日である令和６年１月１日と設定するとともに、令和６年に入手可能な課税情報をもとにした対応を頂くものと想定しており、事務処理基準日の具体的な日程は追ってご連絡いたします。

○　いずれも、具体の実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、自治体における柔軟な対応を可能とすることを想定しています。

問 2-1-2　自治体によっては、これまでも重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）によって、住民税均等割のみ課税世帯へ給付を行っているところもありますが、こうした自治体はどう対応することとなるのでしょうか。

（答）

○　推奨事業メニューを活用し、既に住民税均等割のみ課税世帯への給付を実施した自治体等におかれては、

・1/22 に提出する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令

和５年度実施計画の記載を変更（事業の削除又は減額等）し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の R5 予備費に係る令和５年度実施計画に計上することで、既に実施した事業の財源を R5 予備費に振替えることが可能です。両交付金の実施計画に同一事業を計上する場合には、それぞれの交付金を充当する交付対象経費の部分が重複しないよう、適切な予算管理に留意して計画作成及び実績報告を行ってください。

・また、財源の振替ができず、R5 予備費を財源として、住民税均等割のみ課税世帯の１世帯当たり給付額を減額して給付する場合であっても、国からの交付限度額は減額されないため、自治体の判断において、減額して給付した分を給付金・定額減税一体支援枠の範囲で、低所得者向け給付の上乗せ支援などに活用することが可能です。

問 2-1-3　DV 避難者等、世帯主と離れ、住民票を動かしていない場合には、非課税世帯等に対する給付は支給されないのでしょうか。こども加算はどうなりますか。

（答）

○　R5 非課税給付及び R5 均等割のみ課税給付については、原則として基準日（令和５年 12 月１日）における世帯の世帯主が対象となりますが、基準日において、DV 避難者等や離婚協議中で別居しており、住民票の情報と実態が異なる場合には、居住実態がある自治体に申出することにより、別世帯の世帯主として取り扱い、非課税給付等やこども加算の支給要件を満たすのであれば、支給することとなります。

（参考）「DV 避難者等」とは、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外に住んでいる場合をいう。

問 2-1-4　更に、既に元の世帯主が非課税世帯等として給付を受けていてもよいのでしょうか。こども加算はどうなりますか。

（答）

○　非課税世帯等に対する給付は世帯単位に行われるものであるので、元の世帯主が受給しているかどうかにかかわらず、DV 避難者等が要件を満たすのであれば非課税等給付の支給対象となります。子を連れて避難をしている場合のこども加算においては、DV 避難者等は同様に支給対象となります。

問 2-1-5　家計急変世帯への給付は行わないのですか。

（答）

○　今般の給付においては、令和５年度住民税で非課税世帯等の所得判定に用いられた令和４年の収入は一定程度あったものの、その後の家計の急変により令和５年の収入が減少し、令和６年度住民税では非課税世帯等に該当した場合には、その認定を踏まえて、新たな非課税世帯等として１０万円／世帯の給付を行うこととしており、いわゆる「家計急変世帯」（任意の１か月の収入から算出した収入見込額等と比較する手法）とは異なります。

○　なお、令和５年分の確定申告書や令和６年度給与支払報告書の情報により、明らかに非課税世帯等となるものと見込まれるケースについて、自治体の判断により、前倒しで支給する仕組みを設けることは妨げるものではありません。

問 2-1-6　各給付金について、標準事業を実施することを原則とされていますが、どのような例外があるのでしょうか。

（答）

○　給付金・定額減税一体支援枠については、標準事業を実施することを原則としています。しかし、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）によって既に住民税均等割のみ課税世帯へ給付を行っている都道府県もあり、市町村の計画において推奨事業メニュー枠から給付金・定額減税一体支援枠への財源の振替ができない事例もあることから、こうした場合に標準事業の給付額を減じることを例外と考えています。

問 2-1-7　令和５年度住民税非課税世帯や均等割のみ給付を受給していても、所得状況が変化した場合に、定額減税や調整給付を併せて受けることができる考え方は、どのような理由によるものですか。不公平ではありませんか。

（答）

○　今般の措置は、

①　物価を上回る可処分所得の伸びを実現するために定額減税を令和６年に行うこととし、

②　また、物価高に苦しまれている住民税非課税世帯等には、令和５年度において迅速に支援することとしたもの

であり、実施時期や制度趣旨に違いがあるものです。

○　このため、御指摘のとおり、例えば、令和４年に所得が少なく、令和５年度住民税非課税世帯等を対象とした給付を受給し、その後、所得環境が改善

した場合は、令和６年における定額減税や調整給付の対象にもなりますが、それぞれの要件に該当したことによるものであり、それが直ちに不公平であるとは考えていません。

○　なお、仮に御指摘のように定額減税と住民税非課税世帯等への給付の重複を排除しようとした場合、例えば、定額減税の実施前に、住民税非課税世帯等の給付を受けたという情報を、その者の源泉徴収義務者等に通知することを求めること等が考えられますが、これは自治体にとって、過大な事務負担となることが見込まれます。

（２）R5 均等割のみ課税給付

問 2-2-1　「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」について、概要を教えてください。

（答）

〇　令和５年度における個人住民税均等割非課税世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（住民税非課税世帯を除く。以下「均等割のみ課税世帯」という。）に対し、１世帯当たり 10 万円を支給するものです。

問 2-2-2　均等割のみ課税世帯への給付について、１世帯あたり 10 万円とする理由は何故ですか。

（答）

〇　物価高に最も切実に苦しんでおられる低所得者への支援として、住民税非課税世帯に対しては、足下の物価高騰に引き続き十分に対応するとともに今後の物価上昇にも備えられる水準として、「１世帯当たり合計 10 万円」を目安とする支援を行っています。

〇　住民税均等割のみ課税される世帯についても、物価高に苦しんでおられる低所得者世帯であると考えられることを踏まえ、住民税非課税世帯と同様に、１世帯当たり 10 万円を給付することにより、低所得者世帯の暮らしをしっかりと下支えすることとしています。

問 2-2-3　住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、考え方としては R5 非課税給付と同じでよいでしょうか。

（答）

〇　考え方は同様であり、世帯の全員が、住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている場合には、算定の対象外となります。

問 2-2-4　均等割のみ課税世帯への給付について、確認書等に記載する内容について教えてください。

（答）

〇　自治体によって既に使われている R5 非課税世帯給付の様式が異なると考えられますが次のような内容が確認事項として考えられます。

・世帯全員が令和５年度（６年度）個人住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が個人住民税均等割のみ課税に該当すること

・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯では

ないこと

（３）こども加算

問 2-3-1　「こども加算」について、概要を教えてください。

（答）

○　令和５年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である 18 歳以下のこども（18 歳に達する日以降最初の３月３１日までの児童（平成 17 年４月２日生まれ以降の児童））１人当たり５万円を目安に支給するものです。

　なお、新たに住民税非課税等となる世帯への給付についてもこれに準じた加算を行うこととしています。

問 2-3-2　こども一人当たり５万円給付することとした理由を教えてください。

（答）

○　物価高騰が低所得子育て世帯に特に深刻な影響を与えていること、定額減税及びその他の給付とのバランス、等を踏まえ、対象児童一人当たり５万円としました。

問 2-3-3　前回の低所得子育て世帯給付金の対象になっていた者で、今回の給付措置（こども加算含む）の対象にならない者はどういった者になりますか。なぜ今回、給付措置の対象にならないのでしょうか。

（答）

○　児童扶養手当受給者のうち課税対象者が給付措置（こども加算含む）の対象外となります。

○　今般の一連の給付金及び定額減税については、できるだけ公平な制度設計という観点を持ちながら、全ての国民に対して、その所得や課税状況に応じた給付又は減税の措置を講ずることにより、物価高に対応し、可処分所得を増やすものです。

○　このため、まずは、物価高に最も切実に苦しんでおられる低所得世帯に対して、速やかな給付を支給することとしたところです。また、あらゆる政策手段を活用して賃上げを実現していくとともに、デフレに後戻りさせないための一時的な措置として 1 人当たり計４万円の所得税・住民税の定額減税を実施することとしています。

○　児童扶養手当受給者も、物価高に対応し、可処分所得を増やす措置としては他の子育て世帯と共通の制度設計とすることが適切であり、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯等は給付措置、それ以外の世帯は定額減税

の対象としています。

問 2-3-4　障害児を監護している場合、児童扶養手当は 20 歳未満まで対象ですが、今回の給付措置の対象にはならないのですか。

（答）

○　今回の給付は、給付金・定額減税一体措置の一環であり、かつ、低所得者支援の加算措置であるため、児童扶養手当受給者のみ所得水準や対象児童の年齢が異なるルールとはなっていません。

問 2-3-5　基準日以降に出生したこどもは対象となりますか。

（答）

○　対象となります。その対象とする期限については、申請期限等を設ける方向で検討しています。

問 2-3-6　単身で寮に入っているこどもなど、同一世帯員として住民基本台帳に記録されてはいないが、生計が同一である１８歳以下のこどもは対象となりますか。

（答）

○　こども加算は、仮に当該児童と別居している者との生計同一関係があったとしても、当該児童の属する世帯の世帯主への支給を原則とします。

○　ただし、同一世帯員として住民基本台帳に記載されていない単身で寮に入っているこどもも、世帯主から対象のこどもと生計が同一であることの申出を受けた上で、こども加算の対象とすることができます。（児童手当等支給事務における別居監護申立の手続きを想定しています。）

問 2-3-7　住民税均等割のみ課税世帯への給付と低所得者の子育て世帯への加算は合わせて支給ができるのでしょうか。

（答）

○　住民税均等割のみ課税世帯への給付と低所得者の子育て世帯への加算を合わせて支給を行っていただくことは可能であり、自治体の給付事務の効率化に資するものと考えております。

○　住民税均等割非課税世帯への給付についても合算して給付することは可能ですが、物価高に最も苦しんでいる低所得者に対してまずは迅速に支援を届けることが重要であることから、住民税均等割非課税世帯への給付の迅速な支給に支障のない範囲で検討するようお願いします。

問 2-3-8　こども加算について、確認書等に記載する内容について教えてください。

（答）

○　次のような内容が考えられます。

・加算対象児童の氏名、生年月日及びチェック欄などによる基準日時点で扶養している（生計を同一にする児童である）ことの確認

（４）R6 非課税化給付・R6 均等割のみ課税化給付

問 2-4-1　「新たに住民税非課税となる世帯への給付」及び「新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付」について、概要を教えてください。

（答）

○　令和６年度において住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯（以下「住民税非課税世帯等」という。既に R5 非課税給付又は R6 均等割のみ課税給付の対象となった世帯を除く。）に対し、１世帯当たり 10 万円を支給するものです。なお、対象となるこどもがいる場合には、こども加算に準じた加算を行います。

問 2-4-2　「新たに非課税となった世帯」及び「新たに均等割のみ課税となった世帯」の具体例について、教えてください。

（答）

○　令和５年度住民税では課税されていた世帯が、令和６年度住民税では新たに「非課税」や「均等割のみ課税」となった場合について、１世帯当たり 10 万円の給付金の対象とすることを基本的に想定しています。

（例）令和５年度：住民税所得割の課税世帯
令和６年度：住民税の非課税世帯となった場合
住民税均等割のみ課税世帯となった場合
➡　いずれも１世帯当たり 10 万円の給付金の対象の対象となります。

問 2-4-3　新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付について、転出入者の扱いはどうすればよいでしょうか。

（答）

○　転出入のなかった世帯については、住民税均等割非課税世帯への給付や住民税均等割のみ課税世帯への給付の給付対象者のリストを基にして対象から除いていただくようお願いいたします。

○　転入してきた世帯の場合、令和５年度に所得割課税があった転入世帯については、令和５年度と令和６年度の世帯員の課税情報を確認していただき給付していただくことなどが考えられます。なお、基準日については調整中であり、別途お知らせいたします

問 2-4-4　新たに住民税非課税となる世帯への給付、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付について、確認書等に記載する内容について教えて

ください。

（答）自治体によって既に使われているR5非課税世帯給付の様式が異なると考えられますが次のような内容が確認事項として考えられます。

（R6非課税化給付）

・世帯全員が令和６年度個人住民税均等割が課されていないこと

・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと

（R6均等割のみ課税化給付）

・世帯全員が令和６年度個人住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が個人住民税均等割のみ課税に該当すること

・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと

（５）調整給付

問 2-5-1　「調整給付」（定額減税を十分に受けられない方々への給付）について、概要を教えてください。

（答）

○　納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）に基づき算定される定額減税可能額(注)が、令和６年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和６年分推計所得税額又は令和６年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として１万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

○　なお、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあること等が判明した場合には、追加で当該納税者に給付することとしています。

（注）定額減税可能額

・所得税分　＝　３万円　×　減税対象人数

・個人住民税所得割分　＝　１万円　×　減税対象人数

減税対象人数

・「納税義務者本人＋同一生計配偶者(※)＋扶養親族(16 歳未満扶養親族含む)(※)」

（※）同一生計配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

問 2-5-2　調整給付の開始はいつごろになりますか。

（答）

○　自治体において、

・　令和６年１月末までに提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、令和６年分の確定申告（１月～３月１５日）を受けて提供がある令和５年分の所得税情報や、令和６年賦課決定する個人住民税情報といった令和６年に入手可能な課税情報を活用して算定することとなり、

・　給付部局と税部局との連携など、これまで前例のない事務を行う必要があることから、

自治体の事務負担を踏まえつつ、事務処理基準日の具体的な日程は追ってご連絡いたします。

速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、自治体における柔軟な対応を可能とすることを想定しています。

問 2-5-3　自治体は所得税情報を持っているのでしょうか。調整給付の算出にあたって、どのように対応すれば良いのでしょうか。

（答）

○　自治体においては、住民に係る個人住民税賦課決定のための情報として、

①　税務署から回付される確定申告書に記載のある所得税額等

②　給与支払事業所より提出される（年収５００万円以下も含めた）給与支払報告書に記載のある給与所得者の所得税の源泉徴収税額

などについて、これらの数値を税務システムに取り込み、活用可能なデータとして保持している団体もあると伺っています。

○「そもそも住民税の計算に必要がないため、データ化・システム化していない」、「データ化・システム化している部分は一部のみ」など、所得税額を活用可能なデータとして保持していない団体も存在していると承知しています

○　そこで、市町村における「令和５年分所得税額」の把握方法は、まずは活用可能なデータを活用するとの考えのもと、基本的に以下①に掲げる手法としますが、①に依り難い場合は、以下②又は③に掲げる手法も可能とすることとしたいと考えています。

①　市町村が入手した「確定申告書」、「給与支払報告書」、「公的年金等支払報告書」などに記載のある所得税額を基に各市町村の税務システムに取り込んでいる（データ化・システム化済みの）活用可能なデータから所得税額を把握

②　各市町村の税務システムに取り込んでいる（データ化・システム化済みの）個人住民税の算定に用いている所得金額や人的控除等の情報※1から、市町村独自の算出システムを用いて推計した所得税額を把握

③　各市町村の税務システムに取り込んでいる（データ化・システム化済みの）個人住民税の算定に用いている所得金額や人的控除等の情報※1から、国から示す「推計所得税額等算定ツール」を用いて推計した所得税額を把握

※１　全市町村が「データ標準レイアウト」として共通項目データを保有

（注）なお、各市町村は、デジタル庁のツール（「推計所得税額等算定ツール（仮称）」を活用することで、「調整給付」の給付事務に際する煩雑な事務負担（例：システム改修や業者委託により個人住民税情報から所得税額を個別に推計）を軽減させることが可能。

問 2-5-4　調整給付額での計算について、全自治体において所得からのモデル計算でやればいいのではないでしょうか。

（答）

○　自治体によっては、既に調整給付額の計算に必要となるデータが整備されている場合もあると聞いていることから、一律にモデル計算でやるのではなく、自治体ごとに適切と考える方法を選択していただくのが適切であると考えています。

問 2-5-5　国税庁・税務署で計算して通知すれば良いのではないでしょうか。

（答）

○　国税庁・税務署においては、所得税納税者の情報のうち、

①　確定申告者については、確定申告書により、

②　給与所得者のうち、年収５００万円超の者については、源泉徴収義務者から提出のある源泉徴収票により、

それぞれ所得税情報を把握することができます。

○　しかしながら、給与所得者のうち、年収５００万円以下等の者の所得税額については提出を受けておらず、把握していません。

問 2-5-6　所得税及び定額減税の実績が判明し、「減税＋給付」が不足する場合、不足分を追加支給するとのことですが、どのように行うこととなるのでしょうか。

（答）

○　調整給付の算定については、「令和６年分推計所得税額」を活用するなど、実額による算定ではないことを踏まえ、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付に不足が生じる場合には、不足分の給付を行うことを検討しています。

○　具体的には、令和６年分所得税額の確定申告後に行うことが考えられます。

○　詳細な実施時期や制度設計については、おってご連絡いたします。

問 2-5-7　不足分を給付するのであれば、過大となった分は返還させることにならないのでしょうか。

（答）

○　令和５年分所得税額により令和６年分所得税額を推計して活用すること

としていることから、所得税及び定額減税の実績が判明した際に、過大に給付を行っていたことが判明する可能性もあります。

こうした場合には、現在、返還を求めない方向で検討しています。

問 2-5-8　住宅ローン減税など税額控除を受ける納税者については、調整給付はどのように支給されることとなるのでしょうか。

（答）

○　定額減税においては、住宅ローン減税など税額控除がなされた後の所得税額等に対して、ひとり４万円を減税することを検討しているものと承知しています。

○　調整給付においても、これと同様に、住宅ローン減税など税額控除後の所得税額では減税しきれない分を給付することとなります。

問 2-5-9　１万円単位で切り上げて支給する考え方となっていますが、何故ですか。不公平が生じるのではないですか。

（答）

○　定額減税で減税しきれない方への調整給付の算定については、令和５年分所得税額により令和６年分所得税額を推計して活用することから、厳密に算定して円単位で給付したとしても、実績の税額が判明すれば、ずれてしまうケースが少なくないと考えられます。

○　一方で、一万円単位で区分を設ける方法は、

・国民にとって分かりやすく、

・令和６年分所得税額の実績が「推計所得税額（＝令和５年分所得税額）」と若干異なったとしても、給付額に違いが生じにくいこと、

・地方自治体における事務負担軽減の観点

等を踏まえれば、一定の超過給付が発生するとしても、より望ましい方法であると考えています。